

◆NEW

3月26日、日本文芸家協会や日本漫画家協会、日本写真著作権協会などが、「蔵書電子化事業連絡協議会」を設立した。ここでは、紙の本をスキャナーで読み取り、電子書籍を作る「自炊」を許諾する方向での話し合いが始まる。

個人が私的目的で自炊を行うことは、紙の本を自分でコピーするのと同じ「私的複製」に当たり、これは著作権法で認められている。しかし、自炊代行業者の場合、客の依頼を受けて1冊100円前後で大量に自炊している。著作権者や出版社は、この業者による自炊に関して、「複製者と利用者が異なるため私的複製には当たらないから著作権法違反だ」として差し止め訴訟を起こすなどしてきた。

しかし、これもまた書籍流通の手段なので、いっそのこと著作権料を取ったらどうかとなったわけだ。しかし、「もう自炊は下火。いまさらやっても、たいした収入は得られない」という声も聞こえてくる。